

(別紙1)

「ニュー・ジーランド産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則」(昭和63年11月29日63農蚕第6884号農蚕園芸局長通達) 一部改正新旧対照表
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<u>ニュージーランド産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則</u> 植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。) 別表2の付表第23のニュージーランド産のファイアブライト種、ファンタ ジア種及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実(以下「生果実」とい う。)に係る植物検疫の実施については、平成元年12月20日農林水産省告 示第1688号(以下「告示」という。)で規定するもののほか、この細則に 定めるところによる。 1 くん蒸施設 告示4の生産地における消毒のためのくん蒸施設は、次の条件を満 たすものとされている。 (1)～(4) (略) (5) <u>くん蒸施設内の果実温度を外部から随時測定できる装置を有するも のであること。</u> 2 <u>こん包及びこん包場所</u> (1) <u>こん包</u> 告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの 方法によるものとする。 ア 通気孔に網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。以下 同じ。)が張られているこん包を使用すること。 イ <u>生果実をこん包に収納する前にポリエチレン製等の包装材料(通 気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限 る。)で包み込んでいること。</u> ウ <u>こん包又は束ねたこん包全体を網で覆うこと。</u> (2) <u>こん包場所</u> 告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たすものとされてい る。 ア <u>くん蒸施設に接続して設置しており、窓等の開口部には全て網が 張られている等、コドリノガの侵入を防止するための設備があるこ</u>	<u>ニュー・ジーランド産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則</u> 植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。) 別表2の付表第23のニュー・ジーランド産のファイアブライト種、ファン タジア種及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実に係る植物検疫の実 施については、平成元年12月20日農林水産省告示第1688号(以下「告示 という。)で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 くん蒸施設 告示4の生産地における消毒のためのくん蒸施設は、次の条件を満 足しているものとする。 (1)～(4) (略) (5) <u>くん蒸施設内の温度を外部から随時測定できる装置を有するも のであること。</u> 2 <u>こん包及びこん包場所</u> (1) <u>こん包</u> 告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの 条件を満たしているものとする。 <u>ただし、生果実を通気孔のあるこん包入りのままくん蒸し、そのこ ん包入りのまま通気孔のある外箱に収容する場合は、当該外箱には網 (孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られているも のでなければならないものとする。</u> ア <u>通気孔に網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が 張られているこん包を使用すること。</u> イ <u>こん包に収納する前に生果実をポリエチレン製等の包装材料(通 気孔を設ける場合は孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限 る。)で包み込んでいること。</u> ウ <u>こん包又は束ねたこん包全体を網(孔の直径が1.6ミリメートル 以下のものに限る。)で覆うこと。</u> (2) <u>こん包場所</u> 告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たしているものとす る。 ア <u>くん蒸施設に接続して設置しており、窓等の開口部にはすべて網 (孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られている</u>

- と。
イ 消毒済み生果実の専用のこん包場所であること。
ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、さらに、必要に応じ消毒が行われること。

3 くん蒸施設及びこん包場所の調査

- (1) 植物防疫官は、告示4のくん蒸施設及び告示6の(2)のこん包場所について、それぞれ1及び2の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。
ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。
(2) (1)の調査は、原則として、ニュージーランド植物防疫機関（以下「NZ機関」という。）が行う日本向け生果実のくん蒸施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。
(3) (略)

4 検査及び消毒の実施の確認

- (1) 消毒の実施の確認
告示5の消毒の実施の確認は、次により、原則として、NZ機関と共同して行うものとする。
ア 告示4に定められた薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われたことを確認すること。
イ・ウ (略)
(2) 輸出検査の確認
ア 告示5の検査の実施の確認は、生果実のこん包数の2パーセント以上について、NZ機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にコドリंगाがないことを確認することをもって行うものとする。
イ アの検査の実施の確認の結果、コドリंगाが発見されたときは、コドリंगाが付着した原因についてNZ機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の実施の確認を行わないものとする。
ウ (略)

5 表示

告示7の輸出植物検疫終了の表示は次の(1)の字句、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(1) 輸出植物検疫終了の表示

CLEARED BY NZ GOVERNMENT

- 等、コドリंगाの侵入を防止するための設備があること。
イ 消毒済みネクタリン生果実の専用こん包場所であること。
ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、また必要に応じて消毒が行われること。

3 くん蒸施設及びこん包場所の調査

- (1) 植物防疫官は、告示4のくん蒸施設及び告示6の(2)のこん包場所について、それぞれ1及び2の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。
ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。
(2) (1)の調査は、原則として、ニュー・ジーランド植物防疫機関が行う日本向けネクタリン生果実のくん蒸施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。
(3) (略)

4 検査及び消毒の実施の確認

- (1) 消毒の実施の確認
告示5の消毒の実施の確認は、次により、原則として、ニュー・ジーランド植物防疫機関と共同して行うものとする。
ア 告示4に定められた薬量及び温度条件の下に所定のくん蒸が行われたことを確認すること。
イ・ウ (略)
(2) 輸出検査の確認
ア 告示5の検査の実施の確認は、ネクタリン生果実のこん包数の2パーセント以上について、ニュー・ジーランド植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にコドリंगाがないことを確認することをもって行うものとする。
イ アの検査の実施の確認の結果、コドリंगाが発見されたときは、コドリंगाが付着した原因についてニュー・ジーランド植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の実施の確認を行わないものとする。
ウ (略)

5 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(新設)

(2) 仕向地の表示

FOR EXPORT TO JAPAN

(削る)

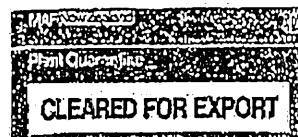
(削る)

6 輸入検査

- (1) 植物防疫官は、輸入港又は飛行場において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。
- (2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合若しくは開封されている場合には、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。
- (3) (略)
- (4) 植物防疫官は、コドリングが付着していた場合には、次の措置を講ずるものとする。
- ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、コドリングが付着していた荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。
- イ コドリングが付着した原因について、NZ機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

(新設)

ア 輸出植物検疫終了の表示



又は



イ 仕向地の表示
FOR JAPAN

6 輸入検査

- (1) 輸入検査は、輸入港において、当該ネクタリン生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。
- (2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合、又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (3) (略)
- (4) コドリングが発見された場合には、次により措置するものとする。
- ア 当該荷口の全量の廃棄又は返送を命ずること。
- イ コドリングが付着した原因について、ニュー・ジーランド植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。